情報共有システム試行工事に係る特記仕様書(受注者希望型)

(適用)

第1条 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び愛媛県土木工事共通仕様書 その他の仕様書によるほか、本仕様書によるものとする。

(対象工事)

第2条 本工事は、「愛媛県土木部における情報共有システムの試行要領」に基づく、 情報共有システム試行対象工事である。受注者が希望する場合は、発注者との協議 のうえ、工事契約期間中に行う発注者との情報交換において、情報共有システムを 活用することができる。

(実施協議)

- 第3条 受注者は、情報共有システムの使用を希望する場合は、工事打合せ簿により、 発注者と協議しなければならない。
- 2 第1項の協議において、受注者は、使用しようとする情報共有システム、利用する機能、取り交わしを希望する工事帳票等について監督員と調整のうえ、「工事着手時確認シート」を提出し、発注者の承諾を得ること。

(情報共有システム利用料等)

- 第4条 情報共有システムの登録料及び利用料は、共通仮設費率分(技術管理費)計 上額に含む。
- 2 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、受注者が行うものとする。

(電子納品)

第5条 情報共有システムにより発議し決裁処理を行った工事帳票類は、電子納品の対象とし紙媒体での提出は不要とするので、受注者は、「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」に従い、電子成果品に保存して納品すること。また、電子成果品内に格納したファイルの内容を示した「情報共有システム利用工事帳票類一覧表」を併せて提出すること。

(調査等への協力)

第6条 受注者は、情報共有システムの利用に関して発注者が行う各種の調査等に協力しなければならない。また、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第7条 その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議して定める ものとする。